

長崎会場

登壇者プロフィール



第1部 シンポジウム「子どもと人権 ～いじめ・体罰・虐待のない社会を目指して～」



パネリスト

小森 美登里 (こもり みどり)

特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト理事
滋賀県いじめ対策研究チーム会議委員
元・文部科学省いじめ問題アドバイザー

2003 (平成15) 年3月 特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト
設立、理事

私の一人娘、香澄は1998年7月27日いじめにより自死しました。
今、子ども達の世界にどうして多くのいじめが存在しているのでしょうか？いじめる側とい
じめられる側、そして傍観している人。誰もがどの立場にもなりえます。子どもたちは「い
つ自分が標的になるか」と怯え、緊張した学校生活を送っています。親もまた、ある日突然、
被害者の、加害者の、傍観者の親になる可能性があります。
この「いじめ」という大きな社会問題に、第三者は誰一人としていないのです。
決して切り離すことが出来ない「こころ」と「いのち」。この二つの大切さを私たち大人
は子どもにきちんと伝えているでしょうか。
人は皆、幸せになる権利を持って生まれてきているはず。粗末に扱われてよい命など、
一つもありません。
「やさしい心が一番大切だよ。」は、いじめに苦しんだ香澄が亡くなる数日前に残した言
葉です。この問題を皆さんと一緒に考えていきたいと思います。(小森美登里)

【主な著書】

「いじめのない教室をつくろう—600校の先生と23万人の子どもが教え
てくれた解決策—」 (WAVE出版)

「いじめの中で生きるあなたへ—大人から伝えたい「ごめんね」のメッ
セージ—」 (WAVE出版)

「わが子のいじめ自殺でわかった今、子どもたちと教師に起きている本
当のこと」 (WAVE出版)

○特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト
<http://npo-ghp.or.jp>



パネリスト

菅原 哲朗 (すがわら てつろう)

弁護士

日本体育協会国民体育大会委員会委員
国立スポーツ科学センター倫理審査委員

| | |
|------------------|--|
| 1975 (昭和50) 年 4月 | 日本弁護士連合会弁護士登録、第二東京弁護士会弁護士登録 弁護士開業 |
| 1999 (平成11) 年 | 文部大臣表彰 (社会教育法施行50周年記念社会教育功労者) |
| 2000 (平成12) 年 8月 | 中国大連市外国法弁護士事務所開設 |
| 2012 (平成24) 年 4月 | 独立行政法人国立国際医療研究センター理事 |
| 現 在 | キーストン法律事務所代表 http://www.keystone-law.jp/ |

役職は、日本弁護士連合会スポーツ法プロジェクトチーム幹事、第二東京弁護士会法政策研究会代表幹事、日本スポーツ仲裁機構顧問、日本スポーツ法学会元会長、日本スポーツ法学会スポーツ法検討専門研究会委員長、日本スポーツ少年団前常任委員、公益法人日本体育協会国民体育大会委員、同医事部会委員、国立スポーツ科学センター倫理審査委員、中国北京交通大学客員教授、日中法務交流・協力日本機構理事、独立行政法人国立国際医療研究センター理事を務める。

スポーツ法においては、2011 (平成23) 年8月24日施行された「スポーツ基本法」の解説、スポーツ指導者やスポーツドクターへの教育講演、アンチ・ドーピングを説いてスポーツ医科学倫理審査なども積極的に扱っている。

大相撲については、「ガバナンス (組織統治能力) の整備に関する独立委員会」のメンバーであり、国民体育大会については、「国民体育大会の参加資格に関する第三者委員会 (聴聞会)」の議長代行であった。

医療法においては、医師向けに病院や医師への個人的な賠償請求の現況、スポーツドクター・整形外科・小児科医など医師をとりまく保険賠償のさまざまな問題を取り上げ、訴訟事件の豊富な経験から、2003 (平成15) 年11月・日本臨床スポーツ医学会学術集会教育講演「スポーツ法学から見た医療訴訟」、2004 (平成16) 年11月・第103回中部日本整形外科学会特別講演「整形外科医師をとりまく保険賠償の諸問題」及び日体協でのスポーツドクターへの講演、(社)日本口腔インプラント学会基礎系指導者として歯科医師へのインプラント治療に関する医療過誤訴訟の実務を指導している。

講演講師は、ジュニアスポーツ法律アドバイザー弁護士としてスポーツ少年団育成指導員への講演、スポーツ・青少年局主催:2001 (平成13) 年9月・スクールヘルスリーダー全国連絡協議会「学校スポーツ事故の法的危機管理」、2011 (平成23) 年7月・全国学校保健・養護教諭主事会講演など、2012 (平成24) 年2月・生涯スポーツ・体力づくり全国会議2012 (文科省)、全国のスポーツ団体、地方自治体が主催するスポーツ指導者、養護教諭への講演会における、親しみにくい法律をスポーツルールとして噛み砕いた「法リスクマネジメント」講座が分かりやすく好評である。

【主な著書】

「スポーツにおける真の勝利—暴力に頼らない指導」(編集代表:菅原哲朗・望月浩一郎) (エイデル研究所)

「詳解スポーツ基本法」(共著) (成文堂)

「スポーツ法への招待」(共著) (ミネルヴァ書房)

月刊健康教室「学校スポーツ事故の救急措置と法的諸問題」(東山書房) 2010年4月～2011年3月雑誌連載

「スポーツ法危機管理学」(エイデル出版)

「スポーツの法律相談」(共著) (青林書院)

「臨床スポーツ医学 (スポーツ医の役割と法的責任)」(共著) (文光堂)

「少年スポーツ指導者の法律相談—スポーツ事故に備える知識Q&A」菅原哲朗 (著) / 日本体育協会日本スポーツ少年団 (編集) (大修館書店) ほか共著及び講演多数



パネリスト

山口 由美子 (やまぐち ゆみこ)

親の会「ほっとケーキ」代表

子どもの居場所「ハッピービバーク」代表

- 1970（昭和45）年～ 中牟田洋裁専門学院教員（1977年まで）
- 2000（平成12）年 西鉄高速バスジャック事件に遭遇し、重傷を負う
参議院法務委員会において少年法厳罰化反対の立場で意見を述べる
- 2001（平成13）年 親の会「ほっとケーキ」を仲間と共に立ち上げ、代表となる
- 2002（平成14）年 親の会を母体に、不登校の子どものための居場所「ハッピービバーク」開設
- 2006（平成18）年～ 佐賀少年刑務所に「被害者の視点に立った教育」で、月一回講話
小・中学校に於いて保護者向け講演会、人権・同和問題についての講演会等

○親の会「ほっとケーキ」 http://www1.bbiq.jp/hp_hotcake/

○子どもの居場所「ハッピービバーク」
http://www1.bbiq.jp/hp_hotcake/hb/



パネリスト

吉田 恒雄 (よしだ つねお)

駿河台大学法学部教授
特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク理事長

1981（昭和56）年～ 明星大学教授
1994（平成 6）年～ 駿河台大学法学部教授
1996（平成 8）年～ 駿河台大学法学研究科教授
1980（昭和55）年～ 早稲田大学講師を兼任
2007（平成19）年～ 特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク
理事長

【主な著書】

「児童虐待への介入—その制度と法—」（編著）（尚学社）
「親族法・相続法」（共著）（尚学社）
「子どもオンブズパーソン」（共編著）（日本評論社）
「児童虐待防止法制度—改正の課題と方向性」（編著）（尚学社） ほか

○特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク
<http://www.orangeribbon.jp/zenkokonet/>



コーディネーター

横田 洋三 (よこた ようぞう)

法務省特別顧問

国際労働機関 (ILO) 条約勧告適用専門家委員会委員

公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長

元・国連人権促進保護小委員会委員

- 1969年 国際基督教大学教養学部専任講師
1971年 国際基督教大学教養学部助教授
1974年 世界銀行法務部法律顧問
1979年 国際基督教大学教養学部教授
1983年 アデレード大学客員教授
1984年 コロンビア大学客員教授
1988年 国連差別防止及び少数者保護小委員会代理委員
1991年 国連人権委員会ミャンマー担当特別報告者 (1996年まで)
1995年 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授
2000年 国連人権促進保護小委員会委員
2001年 中央大学法学部教授、国連大学学長特別顧問
2003年 ILO条約勧告適用専門家委員会委員
2004年 中央大学法科大学院教授
2006年 財団法人人権教育啓発推進センター理事長
2010年 ILO条約勧告適用専門家委員会委員長 (2013年6月まで、同年7月からは委員)
2012年 公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長

◆主な担当分野 国際法、国際機構論、国際人権法、国際経済法

◆研究テーマ 国際経済法と国際公共政策、国際機構法の体系的研究、国際人権法の強行法規性

【主な著書】

- 「歴史はいかに書かれるべきか」(翻訳)(講談社学術文庫)
「二〇世紀と国際機構」(国際関係基礎研究所)
「日本の国際法事例研究(1)～(5)」(共著)(慶應義塾大学出版会)
「新版国際機構論」(共著)(国際書院)
「国連再生のシナリオ」(共訳)(国際書院)
「国連の可能性と限界」(共訳)(国際書院)
「国際法入門」(共著)(有斐閣)
「国際組織法」(共著)(有斐閣)
「国際機構の法構造」(国際書院)
「日本の人権／世界の人権」(不磨書房) ほか

第2部 講演（トークショー）「いじめを乗り越えた子どもの明日はすばらしい！」



志茂田 景樹 (しもだ かげき)

よい子に読み聞かせ隊隊長
作家

- 2013年 4月 「よい子に読み聞かせ隊」の読み聞かせ公演が1,600回に達する
- 2011年 2月 志茂田景樹著『蒼翼の獅子たち』を元にした映画「学校をつくろう」が公開される
- 2006年12月 「よい子に読み聞かせ隊」の読み聞かせ公演が1000回に達する
- 2003年 4月 帝京短大客員教授となる。
- 2003年 絵本「ぞうのこどもがみたゆめ」をホームページにて公開
- 2002年12月 「よい子に読み聞かせ隊」の読み聞かせ公演が500回に達する
- 2002年 絵本「つきとはくちょうのこ」をホームページにて公開
- 2001年 絵本「ひかりのにじゅうまる」をホームページにて公開
- 1999年 9月 「よい子に読み聞かせ隊の絵本シリーズ」刊行開始
- 1999年 8月 初の原作・絵本「つきとはくちょうのこ」発表
- 1998年11月 「よい子に読み聞かせ隊」を結成、隊長となる
- 1996年11月 九州福岡市の書店「リーブル天神」で、初の読み聞かせを行なう
- 1995年 春 (株)志茂田景樹事務所内に、出版部門 KIBA BOOK 創立／オリジナル著作400冊を突破
- 1994年10月 阪神大震災1年間義援金ツアーを始める
- 1994年 4月 第13回「日本文芸家クラブ特別大賞」を受賞
- 1994年 4月 日本テレビ「横浜心中」に初のレギュラードラマ出演
- 1991年12月 「鳥居ユキ・93～94秋冬東京コレクション」にモデル出演
- 1991年10月 「ソードワード」でTVCM初進出
- 1990年10月 「笑っていいとも」でバラエティー番組にレギュラー初出演
- 1986年 4月 原作の「それゆけ孔雀警視」でTVドラマ初出演、「元気になるTV」などバラエティー番組に多く出演
- 1984年12月 コメンテーターとしてTVワイドショーに初登場
- 1984年 5月 原作の映画「制覇」(東映)に特別出演
- 1981年10月 「汽笛一声」で第4回文芸大賞受賞
- 1980年 7月 山本寛斎ファッションショー「元気主義」にモデルとして出演
- 1976年 9月 「やっそこ探偵」が第27回小説現代新人賞を受賞、作家活動をスタートさのこどもがみたゆめ(志茂田 景樹(著)・柴崎 り子(イラスト)) KIBA BOOK / 2001年 ほか

【主な著書】

- 「人生は、もっと簡単にうまくいく ～カゲキの61の教え」(宝島社)
- 「キリンがくる日」(志茂田景樹(著)・木島誠悟(イラスト))(ポプラ社)
- 「ぼくらの街にキリンがやってくる チャイルズエンジェル450日の軌跡」(ポプラ社)
- 「きょううまくいく 人生、今が出发点」(ナツメ社)
- 「失敗したって、いいんだよ ～希望をつくる40の言葉～」(青志社)
- 「人って、みな最初は石ころだもの」(ポプラ社)
- 「自信をつくる。働く君へ贈るカゲキの檄文」(ベストセラーズ)
- 「黄色い牙」(KIBA BOOK)
- 「まんねんくじら」(KIBA BOOK)
- 「ぼんちとちりん」(志茂田 景樹(著)・藤井 智子(イラスト))(KIBA BOOK)
- 「ぞうのこどもがみたゆめ」(志茂田 景樹(著)・柴崎 り子(イラスト))(KIBA BOOK)

長崎会場

レジユメ



いじめの現状とその対応

小 森 美 登 里

特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト理事
滋賀県いじめ対策研究チーム会議委員
元・文部科学省いじめ問題アドバイザー

- 大人に相談出来ない子どもたちの心理とは
- いじめられる子にも原因はあるのか
- 傍観者は加害者か
- 心と命について、子ども達と一緒に考えよう！

レジュメ

菅原 哲朗

演者紹介



菅原 哲朗(すがわら てつろう)

キーストーン法律事務所代表弁護士

Tetsuro Sugawara, Attorney at Law

第二東京弁護士会スポーツ法政策研究会代表幹事

国民体育大会委員・日本スポーツ法学会元会長

(独立行政法人)国立国際医療研究センター理事

スポーツと法の視点から、「少年スポーツ指導者の法律相談」、「スポーツ法危機管理学」などを執筆



2014年1月26日

スポーツと体罰

・・・体罰・暴力行為等の根絶をめざしたスポーツ指導について

キーストーン法律事務所

弁護士 菅原 哲朗

目次

- 第1章 スポーツ少年団の標語（小さな危険と大きな安全）
- 第2章 スポーツ暴力事件
- 第3章 体罰判例の動向
- 第4章 まとめ（日本スポーツ法学会の活動）



第1章 スポーツ少年団の標語 （小さな危険と大きな安全）

スポーツ競技・・・楽しいが、ケガをする危険がある。



安全配慮義務

- 人の故意・過失責任としてスポーツ指導やスポーツ施設を利用するにあたって安全配慮義務を尽くしたか、どうか責任問題なる。



スキヤーの衝突事故

学生A：小回りターン、主婦Bさん大回りターン、激突しBさん大けが。

<札幌高等裁判所の判断>

- 「スキー場での滑走には相当の危険を伴うものである。したがってスキー滑走を行う者にはそれぞれにそのような危険を回避する注意義務がある。
- その一方、スキーは、レクリエーションにとどまらず、スポーツとしての側面が大きく、特に高度の技術を駆使する上級者の滑走に際してはそのような危険が常に随伴することを承知の上で滑走しているものと解すべきである。



スキヤーの衝突事故

学生A：小回りターン、主婦Bさん大回りターン、激突しBさん大けが。

<札幌高等裁判所の判断>

- とすれば、スキーの滑走がルールや、当該スキー場の規則に違反せず、一般的に認知されているマナーに従ったものであるならば、他の滑走中に傷害を与えるようなことがあっても、それは原則として注意義務の違反と目すべきものではなく、また行為に違法性がないと解するのが相当である。」



違法性
ルールに基づいてプレイする限り

| | | |
|---|---|---|
| <p>正当行為説 相手への加害が起きてても正当行為とされる</p> |  | <p>違法性阻却説 相手に障害を負わせても違法性がないとされる</p> |
| <p>危険引受説 競技者仲間からの障害による危険を互いに引き受けていることになる</p> | | <p>加害行為の承諾説 その障害が予測される動作によるものに限って、違法性はないとされる</p> |

活動上の安全指導

スポーツのルール

||

楽しむためのルール
ホームランなら1点／三振はアウト

+

安全のためのルール
足を引っかけるな／後ろから引っばるな

スキーヤーの衝突事故の訴訟

(最判平成7年3月10日判例時報1526号99頁)

しかし最高裁判例は、

- 現地のバーンは、学生Aが主婦Bさんを見通すことが可能と責任を負わせた。
- スキー場を上方から滑降するスキーヤーには、
- 下方を滑走するスキーヤーの動静に注意して、接触・衝突を回避できるよう速度・進路を選択してスキーをなす注意義務がある

と判断した。



事故(つまり 過失)の責任問題

過失 = 注意義務違反

予見可能性

回避可能性

小学校でのサッカー事故

大分地裁昭和60年5月13日(判例時報1184号102頁)

- 別府市立小学校5年生の生徒が、体育の授業でサッカー競技中、他の女子生徒が蹴ったボールが左眼に当たって失明し、担当教師の法的責任が問われた事件で次の通り述べている。
- 安全に関する環境を形成するのは、人と人の信頼関係である。
- 「危険の存在が、体育授業に参加する児童に危険予知やその回避能力を養成し社会生活上必要なものを体得するという児童の体育授業の意義や効用に寄与するものというべきである。」「(児童の体育といっても、すべてなにがしかの危険の存在は避け難く、安全性が完全に保障されているわけではなく事故の発生を完全に防止できるとは限らない)」

小学校でのサッカー事故

大分地裁昭和60年5月13日(判例時報1184号102頁)

- 「サッカーゲームは相手ゴールポストに向けてボールを蹴ることがゲームの基本的な事柄であるから、ボールを蹴返すことも絶えず反復されるプレーであり、この場合ボールのコントロールが悪く、そこに駆け寄った相手方児童にボールが当たることもよく起こり易い事態である。」
- 「危険が存するからといって、ボールを蹴返すことを禁じるとすれば、サッカー・ゲームはなりたたない」



小学校でのサッカー事故

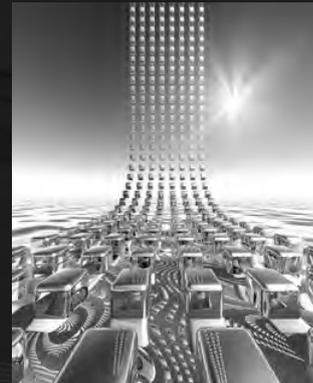
大分地裁昭和60年5月13日(判例時報1184号102頁)

- つまり判例は、子どものスポーツ活動において危険を知り、それを回避する能力を高めることが社会に役立つスポーツの有用性と認めているのである。
- スポーツには楽しみだけでなくこの有用性があるから危険が許されているのだと、ルールに従ってスポーツをする限り、社会的に正当な行為と判断している。



スポーツ少年団の善意の無償活動(ボランティア)

- スポーツ少年団のボランティア指導者が、様々な成長段階、様々な個性を持つ少年少女達に、スポーツを通じて創造力ある自主性に富んだ健全な心身を教育しようという「善意の無償活動」であっても、ひとたび事故が発生すれば社会的・法的責任が問われることになる。



<事故防止・安全確保のための6の指針>

- ①子供にスポーツルールを守ることを教えよう。(安全指導)
- ②絶対に子供にケガをさせない心構えをもった活動計画の立案と実行をしよう。(安全管理)。
- ③危険を感じたらすぐに安全対策に立ち上がろう。
- ④最悪を想定し、活動の中止を恐れない。
- ⑤地域の実情に応じた安全指導マニュアルを創り上げよう。
- ⑥保険に加入しよう。



第2章 スポーツ暴力事件

スポーツ体罰の生まれる日本の土壌

- ロンドンオリンピック代表を含む女子柔道の国際試合強化選手15名が、暴力の実態を把握しながら対処しない全柔連には自浄能力がないと2013年1月29日、全日本女子ナショナルチーム監督である園田隆二を始めとした指導者の暴力行為やパワーハラスメントを訴えていたことが発覚した。
- 暴力の内容としては、竹刀で背中や尻を叩いたり、頭部にゲンコツ、顔面に平手打ちを食らわせる。髪の毛を鷲づかみにしながら「お前なんか柔道やってなかったら、ただのブタだ」、「死ね」などといった暴言も合わせて浴びせていたことが分かり、柔道の創始者である嘉納治五郎の柔道精神と理念に反し、同年2月1日に園田は暴力行為を認めて謝罪し監督を辞任した。

故意と過失

- スポーツにおける故意と過失はどの場面で生ずるのか？
- 体罰事件が多数報道され、顕在化するまで、体罰問題はスポーツ界の無意識下にあり、「故意」の事例は考慮外だった。



法律的責任

社会責任

民事責任（賠償）

刑事責任
（刑罰）

高校の部活動(バスケットボール部)で起こった 2012年12月桜宮高校体罰事件

- バスケットボール部主将が自殺した。
- 体罰が情熱的で効果のある指導と誤解され、体罰が容認される、という雰囲気が学校内で醸成されてきたと考えられる。
- 体罰は、指導が通らないことについての教師の苛立ちに基づく、指導ともいえない理由での単純な暴力というべきものがほとんどである。
- このように、部活動での体罰は先輩から後輩へと悪習慣として受け継がれていき、その連鎖を止めることが容易ではない。



スポーツ体罰の生まれる日本の土壌

教師も親も「子どもの躰」と「スポーツ指導」は別だ、と理解していない。

- 怒りの感情むき出しの「叱る・怒る」(さらには暴言・暴力の体罰)には、子どもをスポーツ嫌いにさせる効果はあっても、スポーツの楽しさを味あわせることはない。

スポーツは身体活動の遊びだが「生きる勇気と喜び」を与える。

- しかし、現実には優勝を目指す監督・顧問・コーチの多くが「スポーツ体罰」に効果があると信じ、新聞テレビの暴力事件のマスコミ報道がされている。

顧問を務めていた元教諭をかばう声

バスケットボール部顧問教諭を「熱血漢」としてかばう、教え子、保護者もいる。

- (1)手を上げることもあるけれど、ちゃんとフォローしてくれた。
- (2)暴力のための暴力ではなかった。
- (3)また遠くから通学している子には、奥さんに弁当を作らせ、それを配ったりもしていたと聞く。
- (4)マスコミは顧問教諭を一方向的に叩きすぎ。
- (5)スポーツの世界をわかっていない。

処分経過

< 大阪市教育委員会 >

平成25年

- 2月 ……顧問を務めていた元教諭を懲戒免職。
- 3月 ……校長・教頭を停職。
- 5月28日 ……教育長と教育次長を戒告処分。

「(理由の概要)外部からの体罰情報をいかせず、未然に防げなかった」

< 大阪地方検察庁 >

- 7月4日 ……顧問を務めていた元教諭を傷害罪と暴行罪で、在宅起訴。元教諭は容疑を認めている。

「(書類送検の報道)元教諭は生徒の顔や頭を平手で十数回なぐり、口の内部に全治2ないし3週間のけがを負わせた」

判決(刑事事件)

傷害と暴行の罪に問われていた元教諭の小村基被告
(懲戒免職)に対し

☆ 大阪地方裁判所は平成25年9月26日

懲役1年、執行猶予3年の判決を言い渡した。

☆ 学校内は「体罰」と語られるが、暴力は学校外では
「暴行・傷害罪」と司法が断罪した。

体罰は故意である。

つまり、体罰でケガをさせたら、刑法の罪
に問われる。

- 刑法204条(傷害罪)人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 刑法205条(傷害致死罪)身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、3年以上の有期懲役に処する。



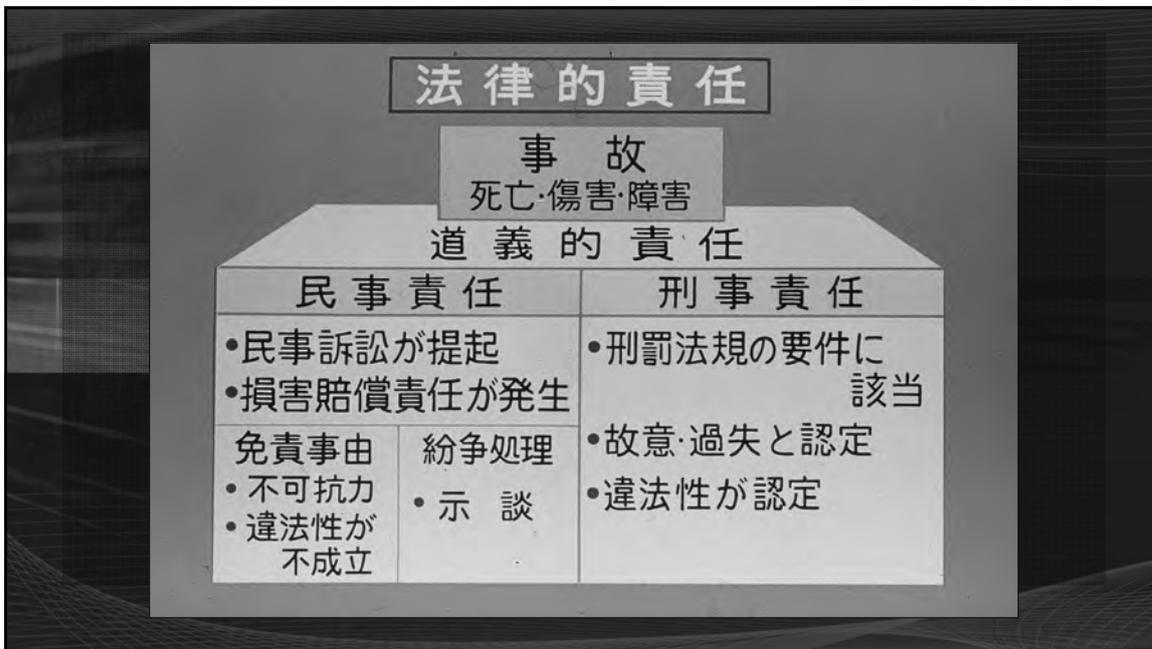
学校教育法 第11条（体罰の禁止）

- 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。
- ただし、体罰を加えることはできない。



体罰は故意である。

- 法律で禁じられている以上、「よい体罰、悪い体罰」はない。
- 刑法208条(暴行罪)暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 愛情・熱意があっても体罰は刑法の暴行行為に該当する。
- スポーツの場面で殴る・蹴るなどの暴力や暴言に頼るのは、指導者コーチの指導力のない証拠だ。
- 顧問と生徒との間にいかなる信頼関係があっても、どのような形の体罰もあってはならない。



①教員でサッカー一部の部長から体罰 の不法行為を受けた判例

鹿児島地方裁判所平成24年1月12日判決

X君(高校1年) <—……—> Yら(学校法人)

- 高校サッカー一部に所属していたX君が教員でサッカー一部の部長の被告から体罰等の不法行為を受けたと主張し、慰謝料を求めた事案

【裁判所の結論】…165万円を支払え。

X君の腹や胸の辺りを五、六回蹴りつけたこと等の行為は、学校教育法によって禁止されている「体罰」に該当し、故意による不法行為に該当するとした。

Keystone Law Office

①教員でサッカー一部の部長から体罰 の不法行為を受けた判例

<判例要旨>

- 原告X君は、被告学園高等部の寮に入って生活しており、被告Y教師は、その寮の寮監を務めていた。
- 高校サッカー一部のYが、1年生キャプテンX君に対して他の1年生部員の数名が寮に帰らず寄り道をしたことを理由に腹や胸のあたりを5～6回蹴りつけた。
- またノートを提出せず顔を洗わず朝食会場に来た1年生がいるということで他の生徒の代表と称して1年生キャプテンのX君の顔を濡れタオルで数回はたき、練習の際にミスをしたことからグラウンドから出るように命じたが、これに応じないと外へ連れ出し、お菓子を投げつけ、下半身を10回以上蹴り続けた各行為について、裁判所は、体罰に該当し、故意による不法行為であるとして、165万円の損害賠償を認めた。

Keystone Law Office

②県立高校陸上部の顧問教諭の体罰 女子高校生が自殺

岐阜地方裁判所平成5年9月6日判決判タ851号170頁

X父母(Aさん) <—……—> Yら(県立高校)

- X1とX2の子Aは、昭和58年4月、Y1の設置する県立高校に入学し、陸上競技部に所属して、保健体育担当教諭Y2の指導の下に毎日やり投げの練習に励み、県高校選手権大会で優勝するなどして活躍していた。
- 昭和60年3月23日早朝、Y2の過酷な練習、暴力・暴言等に耐えかね、自宅の自分の部屋で首をつって自殺するに至った。

高校設置管理者の国家賠償責任が認められた事例

【裁判所の結論】…精神的損害に対する慰謝料として300万円を支払うよう命ずる。

Keystone Law Office

②県立高校陸上部の顧問教諭の体罰 女子高校生が自殺

- 教諭Y2がAさんの頭部を竹の棒で数回殴打したこと、やりで頭部を腫れるほど殴打したこと、顔面を殴打し大腿部を強く蹴ったことなどは、明らかに違法な体罰である。
- 長時間土下座ないし起立させたまま行った説諭は違法な身体的拘束であるほか、侮辱的発言も違法な行為に該当するとして、Y1の国家賠償責任を肯定した。
- 本判決は、高校陸上部の指導教諭の生徒に対する体罰等について学校側の損害賠償責任を認めたが、右体罰と生徒の自殺との因果関係を否定した事例
- 教諭Y2については公務員個人の責任は問えないとし、その損害賠償責任を否定した。

Keystone Law Office

③ 女子生徒に対する指導が刑事事件 になった事例

福岡高裁平成8年6月25日判決判タ921号297頁

検察官 <—……—> 被告人(教師)

- 私立大学附属女子高校において、追試験を受ける必要のなかった生徒が必要なく教室にいたため教諭が教室から出そうとした際に、スカート丈が校則違反となっていることに気づき、これを注意したところ、口答えをしたことから、生徒の肩部付近を2回連続して力を込めて突き、更に右側頭部付近を突き上げるなどの暴行を加えたことにより生徒を傍らのコンクリート柱等に激突させ、その結果生徒を死亡させた事件

〔裁判所の結論〕

…判決は、傷害致死罪により懲役2年の有罪判決を下した(控訴審でも維持)

Keystone Law Office

③ 女子生徒に対する指導が刑事事件 になった事例

- ・ 弁護人は、執行猶予付き判決を求めた。
- ・ 本判決は、被告人が危険の大きい場所で怒りのあまり我を忘れて手加減を加えず、いきなり強い暴行を加えたこと、被告人は、日頃から体罰禁止は建前にすぎないと思って安易に力に頼る指導をしており、本件においても激怒に駆られて短絡的に暴行を加えた。
- ・ 動機はもっぱら「私的な怒りの感情」に基づくこと、本件の結果が重大であること、本件が社会に与えた衝撃が大きいことなどの理由をあげ、被告人を懲役二年の実刑に処した(求刑懲役三年)。

Keystone Law Office

④私立高校野球部監督の暴行・強要罪

(懲役1年6月・執行猶予3年)

岡山地方裁判所倉敷支部平成19年3月23日裁判所HP引用

野球部監督X <—……—> Y(私立高校)

- ① 野球部監督Xは部員間の暴力事件や掃除を怠ける部員に対し生活指導と称して部員2名の顔面を手拳で殴打した。
- ② Xの指示に従わないとして、部員11名を全裸でランニングさせるなど強要した。

【裁判所の結論】…Xを暴行罪と強要罪として懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決を下した。

Keystone Law Office

④学校という限られた社会の体罰

(暴行・強要罪で有罪)

- 野球部監督の暴行は教育的活動として節度を有しておらず、父母の賛同を得られない行き過ぎた行為で学校教育法の禁止する体罰である。
- 全裸ランニングは黙示の脅迫により、部員の畏怖状態で敢行され、生徒に嫌悪感を与え、尊厳を傷つけた。部員や父母の同意を到底得られない義務なき行為をなしたことは明らか。

Keystone Law Office

⑤ 公立小学校教員の懲戒行為の範囲 (体罰に該当しない)

最高裁判所第3小法廷判決(判例タイムズ1299号124頁)

X君(小学2年生)父母 <—……—> Y(市)

- X君は小学2年生で悪ふざけをした。Y教師は追いかけて胸元をつかみ壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ」と叱った。X君はPTSDになった。
- 国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求。

【裁判所の結論】…請求棄却。Y教師の懲戒行為は、学校教育法11条但し書きにいう「体罰」に該せず、違法性はない。

Keystone Law Office

⑤ 最高裁平成21年4月28日第3小法廷判決(体罰ではない)

<懲戒行為と認定>

公立小学校の教員が、悪ふざけをした2年生の男子を追い掛けて捕まえ、その胸元を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った行為。

男子が、休み時間に、通り掛かった女子数人を蹴った上、これを注意した上記教員のでん部付近を2回にわたって蹴って逃げ出したことから、このような悪ふざけをしないように指導するために行われたもの。

悪ふざけの罰として肉体的苦痛を与えるために行われたものではないなど

Keystone Law Office

⑤ 最高裁平成21年4月28日第3小法廷判決(体罰ではない)

＜最高裁判決の理解＞

その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条但書にいう体罰に該当せず、国家賠償法上違法とはいえないと判決した。

ただし、本判決は、事例判断であって、一般的にこの程度までは体罰ではないとした裁判例ではないと解されるので、一般化して理解しないことが重要である。

Keystone Law Office

⑥ 教育的な指導と調査報告義務 女子児童が自殺

札幌地裁平成25年6月3日(判例時報2202号82頁)

X父母(Aさん) <—……—> Yら(北海道・町立小学校)

- 北海道Y町立小学校5年の女子児童Aが、女性教諭Bの違法な指導により精神的な苦痛を被り自宅で自殺したとA子の父母Xが教師の責任を訴える。
- Y町および北海道に対し「真実解明調査・報告義務」を怠ったとして国家賠償法に基づき損害賠償を求めた事件である。

【裁判所の第1判断】

- 判決は、被告B教諭について、持ち物・忘れ物・ドリルのやり直し・アコーディオン練習等の指導は「小学校5年生に対するものとしてやや厳しい」しかし「指導による教育的効果を期待し得る合理的な範囲内のもので、正当な指導」と請求を棄却した。

Keystone Law Office

⑥教育的な指導と調査報告義務 女子児童が自殺

札幌地裁平成25年6月3日(判例時報2202号82頁)

X父母(Aさん) <—……—> Yら(北海道・町立小学校)

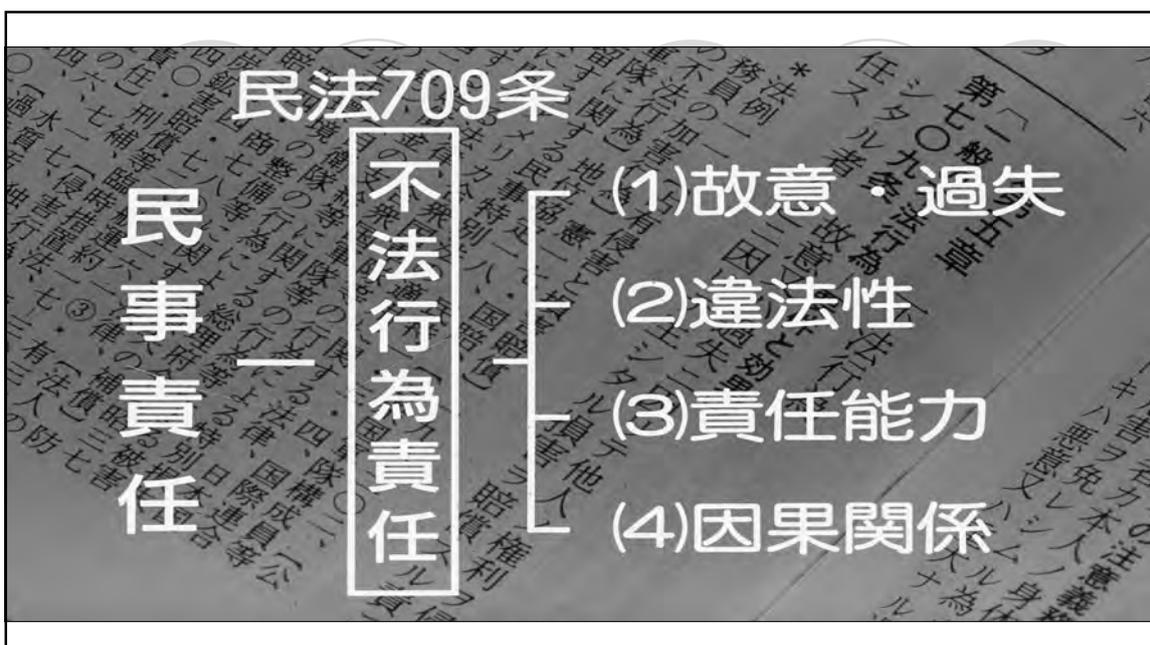
【裁判所の第2判断】

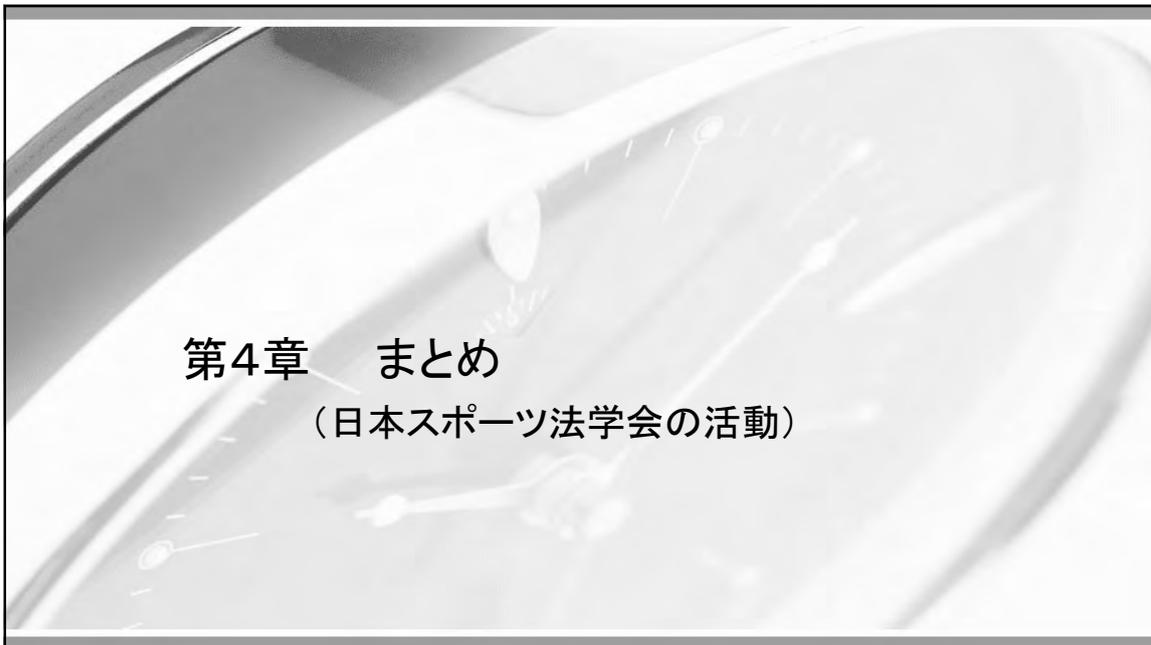
- 被告Y町および北海道については小学校関係者およびY町教育委員会教育長以下の公務員が「真実解明調査・報告義務」を怠ったとして国家賠償法に基づき損害賠償を認めた。

判決は、

- (1) 学校設置者は自殺した児童の保護者から自殺の原因の報告を求められたときは、「信義則上、在学契約に付随して、当該児童の保護者に対し調査義務に基づいた結果を報告する義務を負う。」
- (2) 小学校関係者およびY町教育委員会教育長以下の公務員は、「A子の父母Xから報告を求められたのに適切な調査を行わず、合理的説明」もしていない。

Keystone Law Office

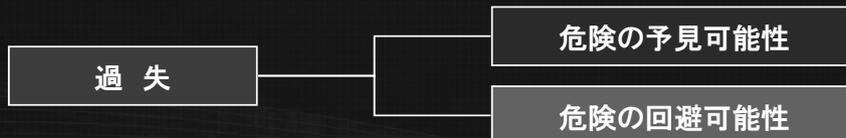




スポーツ法学の課題

- スポーツ法学は、スポーツに内在する可避的な危険が顕在化しないために、「事故防止」「安全対策」の視点に立ち、どのような法的注意義務をスポーツに参加する者に要求するか、が予防法学的な課題になる。

<<安全配慮義務違反>>



基本法では不十分 暴力防止を明確に

弁護士 菅原 哲朗氏 (64)



菅原氏は、基本法が求める「暴力根絶」を明確に規定する必要があると主張する。基本法は、スポーツ界に「暴力根絶」を明確に規定する必要があると主張する。基本法は、スポーツ界に「暴力根絶」を明確に規定する必要があると主張する。

稀勢



稀勢の里は、この日の横綱は朝日新聞の支度部屋まで、付けた。出番の前まで支度部屋で立ち合いを何度も確認。すべては先場所にも黒星をつければ、出陣口で横綱に指名する稀勢の里を倒すため、一平日の一番にベストを尽くす。稀勢の里は、この日の横綱は朝日新聞の支度部屋まで、付けた。出番の前まで支度部屋で立ち合いを何度も確認。すべては先場所にも黒星をつければ、出陣口で横綱に指名する稀勢の里を倒すため、一平日の一番にベストを尽くす。

暴力根絶に向けたスポーツ法学会の活動

- 2013. 1. 29・・・女子柔道の国際試合強化選手15名が、全日本女子ナショナルチーム監督である園田隆二を始めとした指導陣による暴力行為やパワーハラスメントを訴えていたことが発覚した。
- 2013. 2. 8・・・日本オリンピック委員会(JOC)が五輪競技31団体にヒアリング調査をしたが、「暴力問題はない」との回答だった。
- 2013. 2. 14・・・日本スポーツ法学会は緊急アピール「理事会声明:スポーツから暴力・人権侵害行為を根絶するために」
- 2013. 2. 19・・・日本スポーツ法学会スポーツ基本法立法専門委員会は参議院議員会館で「アスリートの尊厳を守るためのシンポジウム」を開催する。

暴力根絶に向けたスポーツ法学会の活動

- 2013. 2. 23・・・部活動のスポーツ体罰に対し、弁護士によるホットラインを東京・大阪・名古屋で開設
- 2013. 3. 9・・・日本スポーツ法学会は早稲田大学で緊急シンポジウム「高校の運動部活動においてなぜ体罰は生ずるか」を開催。
- 2013. 4. 25・・・日本体育協会・日本オリンピック委員会・日本障害者スポーツ協会・全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟共催の「スポーツ界における暴力行為根絶に向けた集い」で「スポーツ界における暴力行為等根絶に向けた宣言文」が採択された。

暴力根絶に向けたスポーツ法学会の活動

- 2013. 11. 8・・・第18回弁護士業務改革シンポジウム：神戸ポートピアホテル：
「スポーツ基本法と弁護士の役割～体罰・セクハラ・スポーツ事故の防止 グッドガバナンスのために～」

300人余りの参加者があり、マスコミの関心も高かった。

「体罰問題」など2013年に相次いだ不祥事による関心の高まり

☆ スポーツ団体がガバナンスを無視できない時代だ。

スポーツにおける体罰問題、暴力問題は古くから指摘されていた。

「強くなるためにはある程度の体罰は必要だ。」

「愛のある体罰であれば許される、弛んでいる心が引き締まる。」等々

☆ スポーツ界だけが別の論理が支配する別世界

暴力を振るった関係者への簡単な処分だけで済みます。

従来の社会の意識は変化し、スポーツ界だけが別世界なのではなく、むしろ逆にスポーツ界こそ社会の構成員の一人として、法の支配の模範生として法令順守を貫くことが期待されるようになってきている。

「体罰問題」など2013年に相次いだ不祥事による関心の高まり

☆ 荒れた学校を戻す為には体育教師がある程度の暴力を振るうことは必要悪とされた時代は過去のものだ。

☆ 強くなるためにはスポーツの世界ではある程度の体罰は必要とされた時代からの変化を如実に示している。



2020 東京オリンピック 決定

- 文部科学省と厚生労働省に所管が分かれる五輪とパラリンピックを一本化した。
- 2020年東京五輪開催を契機にスポーツ庁の設置が検討されている。
- 東京五輪開催追い風に、基本法の定めるすべての人にスポーツを楽しむ権利を保障する「スポーツ権」を具体化することだ。



楽しいスポーツへ意識改革の必要性

- 体罰による強制と服従では強いスポーツチームはできない、と理解できるか、否か、が分水嶺である。

<意識改革>

- ① 教師も親も体罰が刑法で処罰される暴力だという認識の甘さとスポーツ体罰が厳しい指導として正当化する世間の声は変わった。
- ② 名選手は直ちに名コーチになり得ない。言葉で説明できないもどかしさが思わず手がでるのでスポーツ指導力の不足を自覚し、学ぶ努力。
- ③ 選手本人のためとの愛情と学校の名誉のため勝ちたい・勝たせたいとの勝利至上主義の意識改革

良きガバナンス(組織の統治)と コンプライアンス(法令遵守)

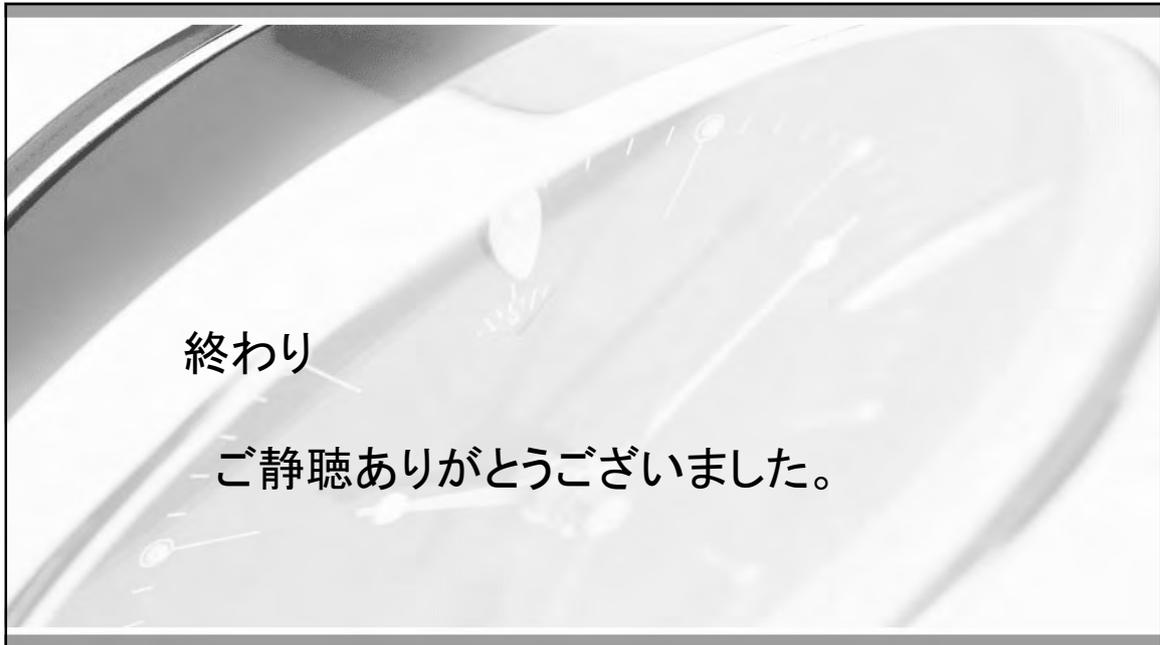
- 2011年に成立したスポーツ基本法は、前文において、スポーツを世界共通の人類の文化と認識し、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であるとした。
- 第2条の8で「スポーツは、スポーツを行なう者に対し、不当に差別的取り扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨とし、…」と適切な対応を求めている。

Keystone Law
Office

地域のスポーツ少年団やクラブチームでの体罰防止

- 学校と違い、指導者以外の大人が存在せず、体罰等の問題を相談できる機会が少ないと思われる。
- 弁護士、弁護士会が体罰相談窓口として、地域のスポーツ少年団やクラブチームに関わっていくことが考えられる。





演者紹介



菅原 哲朗(すがわら てつろう)

キーストーン法律事務所代表弁護士

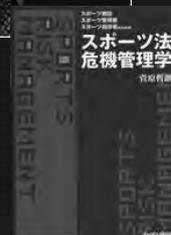
Tetsuro Sugawara, Attorney at Law

第二東京弁護士会スポーツ法政策研究会代表幹事

国民体育大会委員・日本スポーツ法学会元会長

(独立行政法人)国立国際医療研究センター理事

スポーツと法の視点から、「少年スポーツ指導者の法律相談」、「スポーツ法危機管理学」などを執筆



人権シンポジウム in 長崎 レジュメ 2014. 01. 26

山 口 由 美 子

親の会「ほっとケーキ」代表、子どもの居場所「ハッピービバーク」代表

1. バスジャック事件の概要とバスの中の様子

—少年を殺人者にするわけにはいかない—

2. 不登校・引きこもりの親の会「ほっとケーキ」のこと

—話を聴いてくれるだけでいい、こたえは自分で……—

3. 親の会を母体に、不登校の子どもの居場所「ハッピービバーク」開設

—子どもたちのありのままを認めるとは……—

人権侵害としての児童虐待



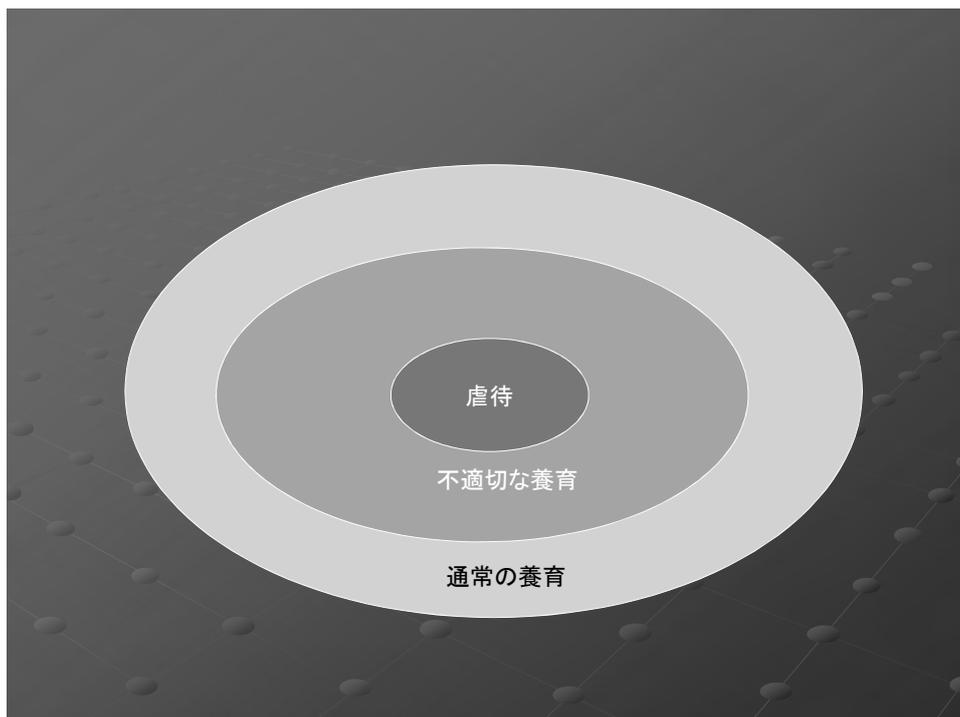
吉田恒雄
(駿河台大学・
児童虐待防止全国ネットワーク)

児童虐待とは

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 心理的虐待: 言葉の暴力、DVの目撃を含む
- ネグレクト(保護の怠慢・放棄)
 - ・ 積極的ネグレクトと消極的ネグレクト
(児童虐待防止法2条による定義)
- ◎ 実際のケースは複合的、流動的
- ◎ 不適切な養育

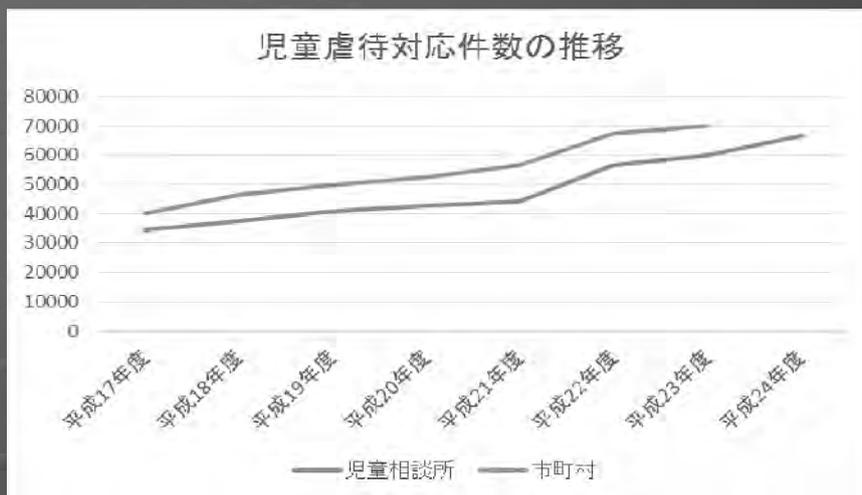
「しつけ」と「虐待」の違い

- 子どもの視点から考える。親の意図・目的により虐待は正当化されない(児童虐待防止法14条1項)。
- しつけの目的:子どもが自分で社会生活を送れるように、自らを律し、自ら立つことができるようにすること。親の権限の濫用＝Child Abuse
- 視点
 - ・ 子どもがそのしつけを受け入れているか？
 - ・ 子どもの自己肯定感の向上に資するか？
 - ・ 子どもの意見表明を尊重しているか？
(森田ゆり「しつけと体罰」から)



児童虐待の現状

(児童相談所 平成24年度:66,807件
厚生労働省資料より作成)



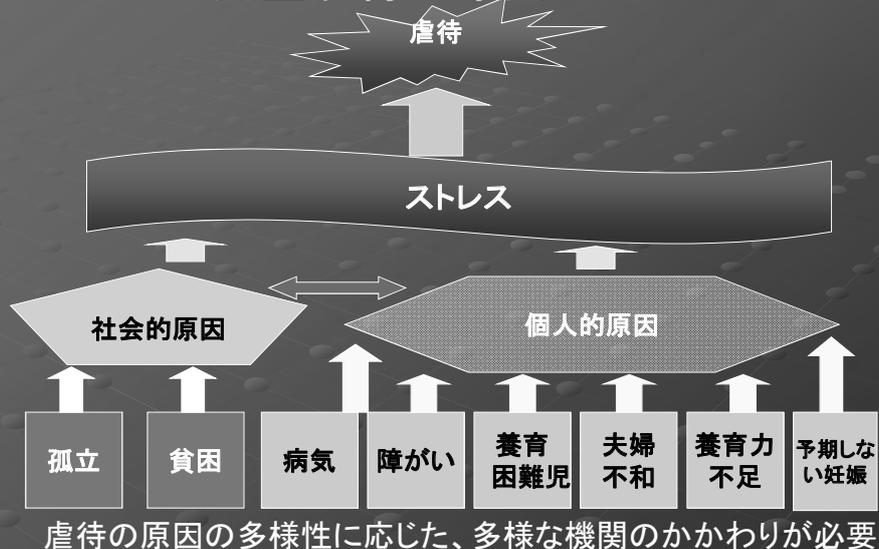
虐待は増加しているのか？

- 児童虐待防止法の制定等による虐待の認識の向上
 - ・専門家による虐待の発見、通報の増加
 - ・一般の人の認識の向上(オレンジリボン運動)
- 子どもを育てにくい環境
 - ・貧困、保育所等の不足による子育て環境の未整備、相談相手の不足、ストレスフルな状況、育児をづらいと思う人の増加
- 親の養育力の低下
 - ・子育てを見る機会の少なさ

虐待死亡事例(心中を除く) の特徴

- 死亡児:0歳児が43.1%、2歳未満67.2%
 - 日齢0日死亡:7人、0か月死亡4人
 - 実母の特徴:若年妊娠、望まない妊娠、母子健康手帳未発行、妊婦健診未受診
 - 児童相談所がかかわっていた事例:30.4%
 - 市町村がかかわっていた事例28.6%
- 予期しない妊娠、妊娠期・出産早期からの対応が重要
(虐待死亡事例検証第9次報告書から)

児童虐待の原因



児童虐待の原因・背景:ストレス 親の側の原因 1

①社会的・経済的原因

- 親族や地域から孤立した育児
- 経済的困難(失業、貧困、借金、不十分な住宅環境…)

②個人的原因

- 夫婦間の不和(DV、離婚…)
- 未熟な親(若年出産、キレやすい親)
- 犯罪傾向ある親:性的虐待
- 養育能力不足

児童虐待の原因・背景:ストレス 親の側の原因 2

- 疾病(精神疾患、薬物依存、アルコール依存…)
- 障がい(知的障がい、過去の被虐待経験等…)
- 誤った「しつけ」観:厳しいしつけの肯定
- 男女の役割意識:強い父親イメージ
- 家族構成の変化によるストレス(別居、再婚、同棲開始、親子同居の再会…)

児童虐待の原因 子どもが抱える課題

- 養育が困難な子ども
 - 多胎
 - 障がい(発達障がい、知的障がい・・・)
 - 疾病
 - 愛着障がい(望まない妊娠による出産)・・・
- ◎ 複合的な原因によるストレスの発生・増幅

児童虐待の特徴

- 圧倒的力関係の差による暴力(おとな→子ども)
- 反撃できない暴力
- 密室での出来事(目撃者がいない、助けてくれる人がいない、逃げられない)
- 継続的・反復的・不規則な暴力
- 長期間にわたる暴力・ネグレクト
- 信頼すべき人・依存すべき人による暴力・ネグレクト
- 被害が表面化しにくい。(子どもの表現能力、依存関係、恐怖、無力感、構造的支配)
- 自分の力で状況を改善するのが難しい
 - 特有の症状
 - 独自の対策の必要、人権の視点の重要性

児童虐待の影響 —子どもへの影響—

- 死亡、身体的障がい、人格障がい、精神障がい、愛着障がい、自殺、リストカット、薬物依存・・・
- 凍り付いた表情
- 非行との関係
 - 少年院在院者、児童自立支援施設入所児童の5～6割が被虐待経験有り
- 人生の可能性を狭める＝貧困へのつながり



Stephen J. Rose「目でみる児童虐待発見の手引き」(関西テレビ放送、1993年)



子どもの人権侵害としての虐待 1

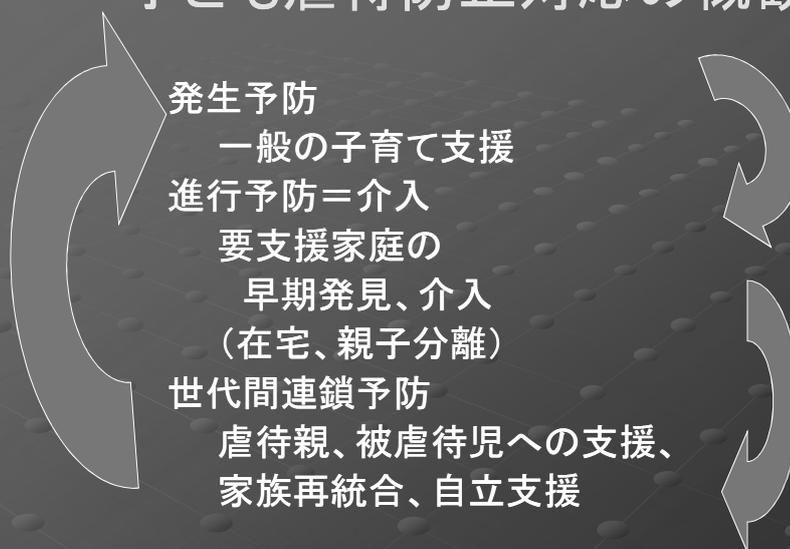
- 児童虐待の特徴から～弱者としての子ども～
 - (1) 加害親・被害児童ともに人権侵害を無自覚
 - ・おとなの言い分:しつけの名による虐待
 - ◎「子どもにとって良かれと思ってする人権侵害」
 - ・子どもの認識:「私が悪い子だから、叩かれても仕方がない」
 - ・こういう状況に置かれているのだから仕方がない。
 - (2) 保護すべき立場にある者による侵害
 - ・構造的・継続的・閉鎖的關係から生ずる暴力
 - ・被害が表面化しにくい。(表現能力、依存關係、恐怖、構造、家庭の平和維持の圧力、密室)
 - ・利益対立關係(保護者によるSOSは期待しがたい)

子どもの人権侵害としての虐待 2

- 人権意識：誤った「しつけ」観、体罰肯定意識
- 社会で取り組む課題
- 児童虐待防止法1条：目的

この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

子ども虐待防止対応の概観



発生予防：子ども・子育て支援 子育てしやすい社会の実現

- 育児不安・困難に対する対応：子育て支援
 - ・ 地域による敷居の低い支援
 - 育児サークル、ファミリーサポートセンター、保育ママ、養育支援（育児技術・知識）、育児相談（保健師、保育所）、保育所・学童クラブの活用、地域の児童クラブ、子育て情報の提供、ホームスタート事業・・・
- 家族（夫を含む）支援
 - ・ 夫の育児休暇、労働時間の見直し⇒夫の育児参加
 - ・ 経済的支援
 - 児童扶養手当、児童手当、生活保護、就労支援、住宅支援、債務整理・・・
- 主な支援機関：児童相談所、市区町村による支援（情報提供、社会資源の利用援助・調整）、保健所、保健センター、民間機関等

発生予防：母子保健の役割 虐待の発見

- 妊娠期の発生予防：母子保健による虐待のおそれ
が大きい妊婦の発見
 - ・ 望まない妊娠、薬物摂取・飲酒妊婦、配偶者暴力
への対応→医療、保健、福祉分野との連携が必要
- 出産後の発生予防
 - ・ 乳幼児健診による虐待の発見
 - 未受診家庭への訪問
 - ・ 家庭訪問による虐待の発見
 - 保健師による相談、支援、養育状況の把握
- ◎「こんにちは赤ちゃん」（乳児家庭全戸訪問）事業
- ◎発生予防の重要性＝社会全体の取組み

介入・進行予防

- 家庭への介入(児童相談所、市町村等による介入)
発見→通告→介入(安全確認、調査、一時保護等)
- 在宅での親支援(治療的支援、社会的支援)
- 親子分離の方法による子どもの保護
 - ・ 親の同意による分離と強制分離
- 介入後のケアの確保(治療、生活支援等)
 - 親子再統合に向けて
 - 再統合が不可能なとき＝社会的養護(児童福祉施設、里親、養子縁組)
- 犯罪としての児童虐待

世代間連鎖予防

- 被虐待経験ある人への援助(治療的援助、治療環境の整備)
 - ・ 分離された子どもへの援助
 - ・ 治療的援助、生活環境の整備(施設環境の整備、里親委託の推進、自立支援)
 - ・ 家庭引き取りとその後の支援＝再び地域で生活することの大変さ
- ◎ 自立支援
 - 生活支援、進学支援、自立後の相談、就労支援、就労先の確保)、生活技術の習得等

市民の役割 1 児童虐待防止の啓発

- 児童虐待のない社会をめざして！
オレンジリボン運動
- 児童虐待についての広報＝正確な理解



市民の役割 2

- 子どもと子育てにやさしい眼差しを！
- 子育てをしている親へのねぎらいの言葉を！（3分子育て：こども未来財団）
- 親が安心して楽しく子育てできる社会を！
- 「虐待かな？」と思ったら、市（または児童相談所）へ通報を
 - ・ 通報は、親子への支援のスタート
 - ・ 虐待に気がついたつらさを抱え込まない。
 - ・ 通報者の秘密は守られる。
- 子ども虐待防止の啓発活動（オレンジリボン運動）

子どもへの啓発

- 子ども自身のエンパワメントを図れるようにすること：
CAP活動：虐待されていることを話す力
- 子どもに虐待について教えること
- 児童虐待が人権侵害であること、被害を訴えてよいことを伝える。
 - ・ 自分がされていることが虐待にあたる行為であること
 - ・ 虐待の相談先、通報先

人権啓発

- 「いのち」の尊さを社会全体で確認する。
- 「児童虐待はあってはならないこと」との共通認識の再確認
- 子どもへの暴力、放置、傷つける言葉、性的加害がもつ危険性を認識
- 児童虐待が及ぼす悪影響を認識
- 虐待された子どものその後にも目を向ける

連携の必要性

- 虐待問題の複雑性、困難性、広域性
- 多職種による複合的対応の必要性
- 情報の共有
- アセスメントの共有
- 専門的対応の必要性
- 個人的努力、単一の機関だけの努力では限界がある。
- 「しんどさ」の共有
- 機関連携による対応の有効性

むすび

児童虐待のない社会をめざして

- 子どもが安心して安全に暮らせる社会を！
- 親が楽しく安心して子育てできる社会を！
- 子どもの人権と尊厳を認め、寛容な気持ちをもって社会全体で子どもを育てられるように！
- 市民一人ひとりができることを通じて、虐待についての理解を深め、地域で子育てをともにする。
- 児童虐待は、社会の病気＝社会全体で取り組むべき課題！

ご清聴、ありがとうございました。

